防官訟第２４０８３号
令和４年１２月２２日
一部改正　防官訟第５３２３号
令和５年３月１５日

大臣官房各課・各局庶務担当課長
防衛大学校総務部総務課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部首席法務官
陸上幕僚監部法務官
海上幕僚監部首席法務官
航空幕僚監部首席法務官
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局訴訟事務担当課長（官）
防衛装備庁長官官房総務官
殿

大臣官房訟務管理官
（公　印　省　略）

指定代理人等に対する教育について（通知）

訴訟事務の適正な実施のための措置について（防官訟（事）第３２８号。令和４年１２月２２日）第２項に基づき、教育実施要領について、別紙のとおり定めたので通知する。

別紙

指定代理人等に対する教育実施要領

１　趣旨

この要領は、国を当事者とした争訟事件の弁論準備手続において、国の指定代理人である防衛省職員が受命裁判官の許可を得ず録音を行っていたという事案が発生したことを踏まえ、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和２２年法律第１９４号）第２条、第５条及び第９条の規定に基づき指定代理人に指定された職員、指定代理人に指定されることが予定されている職員及び訴訟に関係する職員（以下「指定代理人等」という。）に対する教育の実施について必要な事項を定めるもの。

２　教育の目的

教育は、指定代理人等の職務遂行に必要な知識等を修得させるとともに、裁判所出廷時の留意事項等について理解させ、訴訟手続における不適切事案の再発を防止し、防衛省における訴訟事務を適正に実施することを目的とする。

３　教育内容

⑴　訴訟関係法規

ア　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（第１条、第２条、第４条ないし第６条、第８条）

指定代理人は、訴訟について、法務大臣の指揮を受けるものであること、指定代理人がその権限内で行ったことは、国が行ったことと同様な効果を生じることを教育する。

イ　民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）

民事訴訟法の全体構造、特に、当事者の責務（第２条）、最高裁判所で定める規則への委任（第３条）、訴訟の進行・手続き（第８７条ないし第１３２条）、期日の種類（口頭弁論、弁論準備手続、進行協議等）、期日別の訴訟手続（第１４８条ないし第１７８条）について教育する。

ウ　行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）

行政事件訴訟法の全体構造、特に、民事訴訟法の準用規定（第１条、第７条）について教育する。

エ　裁判所法（昭和２２年法律第５９号）

裁判事務の取扱（第７１条ないし第７３条）について教育する。

オ　法廷等の秩序維持に関する法律（昭和２７年法律第２８６号）

法廷等の秩序維持に関する法律全般について教育する。

カ　民事訴訟規則（平成８年最高裁判所規則第５号）

民事訴訟規則の全体構造、特に、法廷における写真の撮影等の制限（第７７条及び第７８条）について教育する。

(2)　指定代理人等としての心構え

記録や資料をよく読み、事案の事実関係を十分に把握すること、当該事件の関係法令を正確に把握すること、組織として統一された方針で対処することを教育する。

(3)　裁判所出廷時の留意事項

写真の撮影等の制限（民事訴訟規則第７７条）、法廷における秩序維持（裁判所法第７１条ないし第７３条、法廷等の秩序維持に関する法律第２条）について教育する。

また、訴訟関係の資料については、個人情報を含むものもあることから、相手方当事者及び傍聴人の目に触れないよう、取扱いに留意する必要があることを教育する。

(4)　コンプライアンス教育

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）の服務規定（第５６条ないし第６０条）及び隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第５９号）（第１０条第１項）について、教育する。

(5)　期日への出廷準備等

指定代理人等が期日に出廷する際の事前の準備として、期日における法務局の担当者からの確認に対応できるようにするため及び、期日の進行内容を容易に理解するために、事前に期日で想定される内容について、法務局と情報を交換しておく必要があることを教育する。

具体的には、以下の事項について期日前に確認をし、出廷する国側担当者間で情報共有を実施しておくことを教育する。

ア　訴訟当事者が期日までに裁判所へ提出した書面を把握し、期日の場において陳述若しくは証拠調べの有無を確認できるよう準備しておくこと。

イ　訴訟当事者が期日までに提出した書面の内容を把握し、期日当日に相手方当事者に確認する内容を法務局に確認するとともに、裁判所若しくは相手方当事者から確認される可能性がある内容と、その応答要領を法務局に確認しておくこと。

ウ　次回期日に向けて作業する事項及び、期日の場で今後の予定をどこまで述べるかについて法務局に確認しておくこと。

なお、期日対応に係る情報については、自ら積極的に法務局と調整し、出廷に備えること。

(6)　訴訟経過通知書の「経過の概要」欄の記載要領等

訴訟経過通知書（訴訟処理要領について（防官政第５１５３号。１３．６．２８）別紙様式第２）における「経過の概要」を記載する目的は、期日の内容を訟務管理官と訴訟事務総括者及び処理担任者との間で共有し、当該訴

訟における次回期日に向けた準備を円滑にするためのものであり、その必要性を満たす記載で足り、臨場感を文章で再現する必要はないことを教育する。

具体的には、以下の事項について記載すれば足りる旨を教育する。

ア　訴訟当事者が陳述若しくは提出した書面について、期日前後に法務局等から入手し、当該書面の名称・提出年月日を記載する。

イ　国側から裁判官に説明する事項について、期日前の国側担当者間の打合せで事前に発言内容を確認し、記載する。

ウ　裁判官から国側又は相手方当事者に指示をした事項について、期日後の国側担当者間の打合せで内容及び期限を確認し、記載する。

エ　国側から相手方当事者に求めた事項若しくは相手方当事者から国側に求めた事項について、期日後の国側担当者間の打合せにおいて、内容、対応の可否及び対応する場合の期限について確認し、記載する。

オ　参考情報として、期日後の打合せにおける部付検事等の法務局担当者からの発言の要旨及び次回期日までに実施すべき事項の指示について記載する。

なお、当該期日の雰囲気を伝える必要があると判断した場合も、発言内容の細部を再現する必要はなく、注釈等により感じた印象を簡潔に記載することで足りる。

4　教育実施要領

教育については、教育用教材により実施することとし、年２回（４月及び１０月。ただし、令和４年度については令和５年３月）、ｅラーニング教材により定期的な理解の確認を実施する。

なお、教育用教材及びｅラーニング教材については、別に示す。